

日本版 DMO No.10 登録証交付について



【運輸部】



観光庁では、観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMOの形成・確率を支援するため、平成27年11月に日本版DMO登録制度を創設しています。制度の登録を受けた法人に対しては、内閣府の地方創生推進交付金による支援の対象となりうることに加え、観光庁をはじめとする関係省庁で構成される「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チームを通じて重点的支援を実施することになっています。

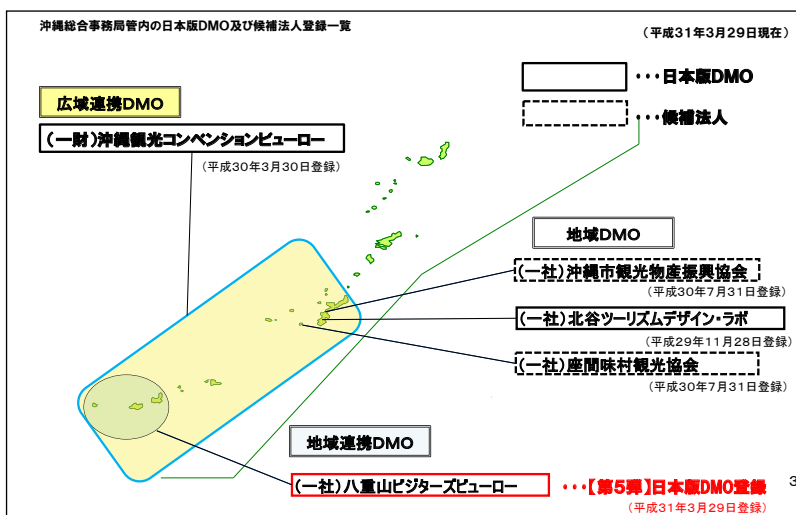


(二社) 八重山ビジターズビューローは平成29年3月に「日本版DMO(地域連携) 候補法人」に登録されています。

※DMOが「Destination Management/Marketing Organization」の略で、観光地域づくりを持続的・戦略的に推進し、牽引する専門性の高い機能を持つ組織。

運輸部企画室

098-866-1812



したが、この度、平成31年3月29日付けで「日本版DMO(地域連携DMO)」に正式に登録されました。石垣市、竹富町及び与那国町のマーケティング及びマネジメントの役割を担う地域連携DMO法人として期待されます。